



令和6年度 船橋市立高根台第二小学校

学校だより9月

校長 新田真理子

大変暑い中、7月22日からの保護者面談にお越しいただきありがとうございました。面談で共有できましたこと等、今後の支援に生かしていきます。

44日間の夏休みが終わり、子供たちの元気な声が学校に戻りました。子供たちにとってはどんな夏休みだったでしょうか。オリンピックや、始まったばかりのパラリンピック、高校野球の甲子園などに、感動したり、嬉しかったりしたことも、たくさんありました。しかし、一方で、自然災害の心配の絶えない夏休みでもありました。厳しい暑さや、そのためのゲリラ豪雨や雷、台風等による日本各地での洪水、浸水、がけ崩れ等の大きな被害や、はじめて南海トラフ地震臨時情報が出されたりしました。また、市内では小学生の交通事故もありました。一日も早い回復を心からお祈りしています。

今年は体育館の大規模工事のため、音楽発表会を9月末に行うことになりました。また、学年により校外学習も予定しています。まだまだ暑さが心配されますので、熱中症予防に努めながら進めていきます。

子供たちにとって充実した学びの秋となるよう、努めていきます。ご家庭でも、引き続き、「早寝、早起き、朝ごはん」等、ご協力をよろしくお願いいたします。

個のニーズに応じた学習について

コロナ禍以前の授業は、その多くを一斉授業で行い、全員が同じものを使用し、同じ学び方をしていました。しかし、子供たち一人一人は、発達段階も特性もそれぞれです。子供たち一人一人の得意、不得意も違いますので、必要な支援やツールも、一人一人違います。1人1台端末の導入がコロナ禍で前倒しされ、一気に実現されたことにより、授業の進め方や、子供たちの学習も様々な方法を選ぶことができるようになりました。作文の学習では、手書きではなく、タブレットで入力することも可能です。文字を読むことが苦手なお子さんは、読み上げ機能を利用することも可能です。目的に応じたツールや、自分にとって必要な学習方法、学習しやすい方法を選ぶことができるようになりました。視力低下等により文字が見えにくい子が眼鏡をかけるように、自分に必要なツールや機能を使って個別最適な学びができるよう推進していきます。

生活目標

すす
進んであいさつをしよう

◇9月の教育相談について

○スクールカウンセラー(SC)…スクールカウンセラーによる教育相談

・市SC

相談日……毎週木曜日(5日・12日・19日・26日)
10:00~16:30

・県SC

相談日……4日(水) 9:30~16:30

※10月の相談日…10月9日(水)

○教育相談日…担任・管理職による教育相談

10日(火)

※相談日以外にも、何かありましたらご相談ください。

◇校内教育支援センター（ いちょうルーム ）について

6月の学校だよりでお伝えしましたとおり、今年度より市内の各小学校で、集団生活が苦手な児童のための多様な学びの場・居場所づくりとして、校内教育支援センターを開設しております。

本校では、原則、毎週火・水・金曜日の8:30～12:30に1階の放課後ルームの教室を使用し、市から配置されたスクールアシスタント(SA)を中心に児童の見守りや交流をしています(学習の指導はありません)。校内教育支援センターの使用を考えているご家庭は、教頭までお問い合わせください。

なお、その他の曜日、時間の使用を希望される場合も、併せてご相談ください。

◇卒業式における参加児童の服装について

船橋市教育委員会より「小学校の卒業式は、学習指導要領に位置付けられた儀式的行事であるとともに、授業の一環であることから、それにふさわしい華美にならないような服装で参加することが望ましい」「卒業式当日は緊張した中での式の参加となることが考えられますので、健康面を考慮した服装にすること、登下校や校内での移動の際の安全性を確保できる服装にすること」と通知が来ております。

本校におきましても市からの通知に準じ、袴・着物等の華美な服装に関してはお勧めしておりませんのでご承知おきください。

◇秋季市民陸上大会（主催：船橋市教育委員会・船橋市体育協会）について

今年度は、9月29日（日）に午前と午後の2部制で実施されます（雨天時中止）。対象学年は5・6年生です。本校は午前の部への参加となります。詳細については、後日配付するお手紙をご覧ください。

◇就学援助制度のお知らせ

「就学援助制度」は、経済的な理由で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は給食費も免除となります（但し、学校徴収金は免除なりません）。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和6年度就学援助申請書 兼 同意書」（市ホームページからもダウンロード可能）に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。既に令和6年度就学援助制度に認定されている方は、申請不要です。解雇や疾病等による失業等により世帯の収入が著しく減少している場合は令和6年の収入での審査が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までご連絡ください。

〈問合せ先〉

就学援助制度について 船橋市教育委員会 学務課 047-436-2852

学校給食費について 船橋市教育委員会 保健体育課 047-436-2418

※市外から通学されている方は、住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。